育休取得のススメ



育 児休業とは、原則 1 歳未満の子どもを養育するための 休業で、法律に基づいた労働者の権利です。

※会社の就業規則に育児休業に関する記載がなくても、法律に基づき育児休業を取得することができます。事業者側も育児休業の申出を拒むことはできません。

育休を当たり前に取得できる職場にすることで、

事業者にも従業員にも<u>様々なメリット</u>が生まれます!

育休促進のメリット

従業員が育休を取得することで…

組織体制・従来の業務の 見直しに繋がり、 生産性

助け合いの 風土醸成に繋がり、 風通し

子育てしやすい職場づくりが 社外にアピールでき、企業の イメージ



従業員から育休を取りたいと相談が あったんだけど、どうすれば…?

まずは!

そして!

事業者は、従業員と育休の制度内容などの 具体的な内容について、相談する機会を 設けましょう!

※育休の制度、育休取得時の申出先、給付金及び育休期間中の 社会保険料についての取扱いについて、個別に伝え、意向確認を取る必要があります。

男性育児休業取得率の推移



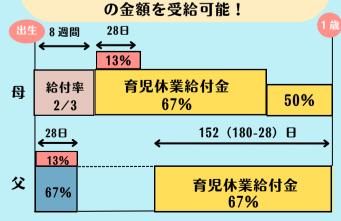
(出典) 国: 令和5年度育児休業取得率の調査結果 (厚生労働省) 県:職場環境等実態調査

育児休業取得時に

育休取得者が受給できる給付金について

令和7年4月からは、 夫婦ともに最大28日間は、

<u> 手取り10割相当(賃金額面の80%)</u>



- 育児休業給付金
- 出生後休業支援給付金
- 出生時育児休業給付金
- 出産手当金 ※健康保険等からの支給

※各種給付金の詳細については、お近くのハローワークにお問い合わせください。(出産手当金については加入健康保険の運営機関にお問い合わせください。)



従業員の育休取得に向けた 事前準備に対する支援はありますか?

围

(労働局)

県

●相談サポート

・育休に関する企業からの相談には、労働局や 「働き方サポートオフィス鳥取」が対応をしています。

例えば…

- · 育児休業制度
- ・育児休業に関する就業規則の整備
- ・育休取得しやすい雰囲気・職場環境づくり(ハラスメント 防止の措置を含む)の取組

●社会保険労務士の企業への派遣

- ・育休取得しやすい職場環境づくりについて、社労士 等による助言・伴走支援を無償で行っています。
- ・<mark>くるみん取得に必要な取組</mark>について、希望する事業 者に対し、社労士を無償で派遣し、支援します。
- ※この他に国・県では随時、育休取得促進に関する セミナーや個別相談会を開催しています。 (詳しくは各HPを御確認ください。)



従業員が育休を取得した際に 利用できる支援はありますか?

育休取得中

育休取得前

围

●両立支援等助成金

- ・出生時両立支援コース 育休取得がしやすい取組 を行い、男性従業員が育 休取得
- → 1 人目20万円
- (2、3人目10万円)
- ※男性の育休取得率が 上昇した場合→60万円
- ・<u>育児休業等支援コース</u> 事前に面談等を行い従業 員が3か月以上育休取得 →30万円

(F)

●両立支援等助成金

- ・育休中等業務代替支援コース
 - ・新規で代替要員を雇用(派遣受入):最大67.5万円
 - ・育休取得者の業務代替者への手当支給:最大140万円

玉

育休の取得者が男性の場合は、こちらの奨励金も 利用できます。

●<u>シン・子育て王国とっとり</u> 男性育児休業取得応援奨励金

- ・育休取得者の代替人員の確保(上限144万円/1社)
- ・育休取得者の同僚への手当の支給(上限24万円/1社)

●企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

・企業が男性従業員に「育児参加休暇(有給)」、 「子の看護等休暇(有給)」を取得させた場合に それぞれ10万円ずつ支給 育休取得後

Ŧ

●両立支援等助成金

・<u>育児休業等支援コース</u> 育休から円滑に職場復帰 するサポートを行い、復 帰**→30**万円

県

育休の取得者が女性の場合は、 こちらの奨励金も利用できます

●<u>鳥取県女性活躍に</u> 取り組む企業支援補助金

育児休業取得中の女性従業 員の代替職員を育休復帰後 も継続雇用した場合に月額 10万円支給(連続3か月ま で)

※それぞれ事業の詳細に ついては下記の連絡先まで お問い合わせください

担当業務

両立支援等助成金、育児休業の制 度、就業規則の整備等

鳥取労働局 雇用環境・均等室

電話:0857-29-1709

担当業務

社会保険労務士の派遣

商工労働部 雇用・働き方政策課

電話:0857-26-8477

担当業務

シン・子育て王国とっとり男性 育体奨励金、ファミリーサポー ト奨励金

鳥取県各相当課

子ども家庭部子育て王国課

電話:0857-26-7148

担当業務

女性活躍のこと全般

男女協働未来創造本部 県民運動課

電話:0858-23-3977